令和２年９月第７回室戸市議会定例会会議録（第３号）

１．日　時　　令和２年９月１５日（火）

２．場　所　　室戸市議場

３．出席した議員の番号及び氏名

１番　河　本　竜　二	２番　竹　中　真智子	３番　田　渕　信　量
４番　竹　中　多津美	５番　亀　井　賢　夫	６番　小　椋　利　廣
７番　脇　本　健　樹	８番　久　保　八太雄	９番　濱　口　太　作
10番　山　本　賢　誓	11番　町　田　又　一	12番　堺　　喜久美

４．欠席議員　　なし

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事　務　局　長	長　崎　潤　子
事務局次長兼班長	前　田　大　志
議　事　班　主　任	村　田　茉　莉
議　事　班　主　任	中　岡　憂　輔
議　事　班　主　事	廣　田　大　記

６．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	植　田　壯一郎	副　市　長	久　保　寛　人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒　岩　道　宏	企画財政課長	辻　　さおり
財産管理課長	西　村　城　人	市　民　課　長	上　松　富士樹
産業振興課長併農業委員会事務局長	中　屋　秀　志	建設土木課長	川　崎　　州
観光ジオパーク推進課長	大　西　　亨	防災対策課長	山　崎　　桂
水　道　局　長	森　岡　　光		

７．議事日程

日程第１　一般質問

８．本日の会議に付した事件

日程第１

９．議事の経過

次のとおり

午前10時０分　開議

○議長（堺　喜久美君）　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君）　おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（堺　喜久美君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。亀井賢夫議員の質問を許可いたします。亀井賢夫議員。

○５番（亀井賢夫君）　おはようございます。

５番亀井。本定例会におきまして、通告に従い一般質問を行います。

昨日の議員の方からも、同じ項目の質問もありましたが、私なりに別の観点からお聞きしますので、再度答弁をよろしくお願いします。

まず初めに、大きな１として海洋深層水関連について、(1)海洋深層水事業への市の取組についてをお伺いします。

本市では、平成元年に、全国に先駆けて室戸岬沖海域の水深300メーター付近の深海から海洋深層水をくむことのできる国のモデル海域として指定されたことから、高知県は直轄事業により、県独自で海洋深層水研究所を三津地区に建設して、実証的な深層水取水事業に早くから取り組んできました。同時に、深層水の水産利用への研究も開始され、平成７年には海洋深層水を使った商品の開発研究成果により、主に水産分野に限られていた用途は農業分野までにも一気に広がり、清涼飲料水製品や酒、水産加工品、豆腐など、様々な深層水関連の製品が誕生してきました。その結果を踏まえて、本市では平成12年に高岡地区へ深層水の青を基調とした大きな給水施設、室戸海洋深層水アクアファームを建設して、企業への大量分水を計画して市による給水事業を開始してまいりました。そのアクアファームの稼働を機に、栄養価の高い深層水、恵みの水が全国的なブームとなり、深層水産業による深層水の利用が活発となったことから、市直営の深層水事業の収益はもちろんのこと、県内での海洋深層水関連企業が一時120社以上に増えるなど、100億円産業として発展してきたのは皆さんの知ってのとおりであります。

そこでお伺いします。

①深層水給水施設が開設して約20年になります。深層水ブームが一段落し、消費が伸び悩み始めると、深層水会計の収支も徐々に悪化してきて給水基金残高も枯渇状態となったことにより、一般会計からの繰入金が毎年入ってきております。担当課そして、市はこの状況を打破す

るため、深層水事業の今後の経営、運営方法をどのように考えられているのか、対策は検討されているのでしょうか、取組はされているのでしょうか、お聞かせください。そして、海洋深層水の活用促進策定業務と現状の深層水事業との関連についての説明も併せてお願いします。

②、これは①とも関連しますが、たしか日経新聞だったと思うのですが、市は赤字脱却を目指して、今まで未開拓であった農業分野、これは水稲栽培も含まれると思うのですが、そして飲食店を開拓し、使用料を増やしていくと記載されていたように記憶していますが、このような企業、起業者または農業者に対して市はどのような手助け、補助をされているのでしょうか、また事業増に向けての取組はされたのでしょうか、お聞かせください。

そして、③として、深層水事業でアクアファームの給水施設の保守点検委託料が約2,000万円余りと、歳出予算で一番多く計上されていますが、この保守点検他委託料について、契約業者と契約方法、契約内容について詳しくお聞かせください。収入が減少すれば、支出も検討するべきと考えられます。それと、施設が稼働してから現在まで同じ業者が随契で維持管理をされていると思うのですが、ほかに維持管理できる業者を調査されたことはないのでしょうか、併せて答弁をお願いします。

次に(2)として、同じく海洋深層水を利用している市の公共施設の運営についてお伺いします。

海洋深層水を利用した市の公共施設については、深層水の特性である富栄養性、清浄性、低温安定型の３つの大きな要素を生かした施設として、平成18年度にいやしの里整備事業を活用して深層水体験交流センターとして、市民の健康増進、そして美容分野などの体験プログラムはもちろんのこと、観光交流拠点施設としてオープンしております。それと併用して、水産分野では養殖事業に取り組むなど、海洋深層水関連事業として本市の雇用の確保や交流人口の拡大など、深層水の利用拡大に向けての深層水商品や観光に付加価値をもたらす素材として利用者は定着、そして県内外へのＰＲ活動も同時に進められてきました。

そこでお伺いします。

①として、本市に住所、事業所がおかれている深層水関連の会社名、これは法人事業税が支払われている会社と事業内容及び雇用人数をお聞かせください。これは、室戸市に住所、住民票のある方になります。

次に②として、市の保有施設で市が指定管理を委託している深層水関連の全ての施設名と委託業者名、そして、本社と本市に事務所があれば事務所の所在地と市が契約している年間の指定管理料と契約期間をお聞かせください。そして、市が支出した金額、これは委託した期間の指定管理料を除いた修繕料等になりますが、総額で幾ら支出されているのか、指定管理料で支払うべき費用が別に支払われているのではないか、チェック体制が大変気になっております。お聞かせください。

大きな２、安心して暮らせるまちづくりへの取組について、(1)国道55号の通行止め対策に

ついてお伺いします。

私たちの暮らしている高知県東南部においては、広域的な幹線道路が国道55号の１路線しかなく、慢性的な交通渋滞や集中豪雨、台風時の交通途絶を余儀なくされるなど、交通事故や自然災害、そして急病による救急搬送等人命に関わる緊急事態をはじめ、地域住民の経済活動や通勤、通学などの日常生活にも国道55号の１路線が大きな役割を果たしております。また、近い将来に高い確率で発生すると予測されている東南海・南海地震が起きれば、大部分が海岸線に接している国道55号は高潮や津波などにより寸断されることが想定されており、緊急輸送道路が確保できず、沿線市町村から陸の孤島となることも危惧されています。特に、私たちが暮らしている室戸市は、施設園芸が盛んな西の羽根町から東の定置網漁業が盛んな佐喜浜町まで約50キロメーターという長い海岸線に、温暖な気候に恵まれた自然環境、歴史文化遺産ジオパーク、廃校水族館など、多くの観光資源を有したとても魅力ある海沿いの町として形成されております。それらの資源を最大限に生かした地域活性化や産業振興につなげるために、安全で快適な生活環境を確保するについて、国道55号は室戸市民にとって最も重要な生活基盤の主要道路であると同時に、本市にとってこの国道55号は近隣町村、特に救急病院とつなぐ命の道になっていると言っても過言ではないでしょうか。

そこでお伺いします。

①台風や高潮被害により、何度も交通規制や通行止めとなっている市内の国道55号について、改修工事への着工が全く見えません。四国地方整備局や土佐国道事務所への事業要望及び復旧事業への取組について、市そして担当課はどのような対応をされているのか、お聞かせください。被災に遭った爪痕、特に東側の国道沿いや海岸には多くの流木類等が手つかずの状態で長い間放置されており、住民が大変気にしておりました。特に、市長が政策の一つとしてＳＤＧｓ、環境対策を進められていたと思うのですが、国道の瓦礫類はもとより海岸の清掃やごみ類等の撤去、処理についてどのように考えられているのでしょうか。海に流されれば、定置網に被害が生じます。海岸の管理は県管理になりますが、市及び関係課の対応についてお聞かせください。

次に、②として、国道55号については、高知東部自動車道整備促進期成同盟会や国道493号整備促進期成同盟会、そして一般国道55号・地域高規格道路阿南安芸整備促進期成同盟会の総会へ市長及び担当課が毎年出席しておりますが、本市に関係する国道55号の進捗率や整備率が全く報告されておりません。阿南－安芸間の計画延長、これはたしか110キロメーターと思うのですが、この区間について現在取り組まれている高知県内の調査区間と延長、そして整備区間と着工区間の地区名と延長についてお聞かせください。

(2)観光スポットジオサイトの環境問題についてお伺いします。

このジオサイトに認定されている佐喜浜加奈木のつえ及び段ノ谷山サイトについては、江戸時代に参勤交代の道路として使われていた野根山街道には奈半利町と東洋町野根、そして佐喜

浜川上流の段ノ谷山へとつながる山奥深くに樹齢数百年の天然杉の巨木群が30本以上群生しており、幹の周囲は10メーターから13メーター以上、高さは50メーターにも達する二又杉があり、この大杉を含んだ段ノ谷山サイトや加奈木のつえなど、大地が育んだ自然の命、そして室戸の貴重な資源として佐喜浜サイトの中に認定されたことにより、佐喜浜躍動天然杉郷土の森として四国管理局長と協定書が締結されております。

それと同じくして、安芸森林管理署の四国の森八十八箇所マップにも紹介されたことから、このサイトには年間多くの観光客が奥地へと大杉の探索や見学に訪れることが多くなってきているようです。担当課も、この協定書に基づき、計画的に維持管理や外部への発信等を踏まえ、段ノ谷山サイトの天然杉の保護活動や環境整備を市として全面的に支援していくと説明もされております。段ノ谷山サイトの天然杉は、大豊町にある日本一の大杉に次いで県下では２番目に大きな天然杉であり、周囲の杉を含め見事な杉の群生は観光客を引きつける貴重な資源ではないでしょうか。そして、このような大切な資源を将来にわたって保護するのは、この大杉をジオサイトに紹介した市の使命になるのではないでしょうか。

そこでお伺いします。

①として、まず初めに、市が管理されている市道、そして林道の維持管理はもちろんのこと、天然杉への入り口にある公衆トイレについて、業者にどのように管理委託されているのか、一体どこが管理されているのか、担当課はいつ現地調査や維持管理のチェック等の検査をされたのか、詳しくお聞かせください。以前にもこの件について質問もしておりますが、市道整備も含めて公衆トイレの管理について、観光客から苦情が出ております。そして、野根山街道保存協議会の負担金との関連についても併せて説明をお願いします。

②として、佐喜浜町から段ノ谷山サイトまでの途中の集落になる鬼戸地区から山口地区までの間で悪臭とハエが多く発生したことにより、これは４月末から５月初めの一定期間に集中していたようですが、車窓からの侵入や、停止すると車体に群がるなど、通行人や観光客から衛生面についての苦情が寄せられていました。発生原因は個人所有の農地と思われ、畑の肥料として散布されている牛の堆肥であり、法的に問題はないと思うのですが、環境対策の一環として、市は当事者と協議して消毒散布など害虫対策はできないのでしょうか。担当課は、この環境問題について５月に何度も現地調査はされていると聞いておりますが、地元の方も困っております。担当課として、この牛ふん問題をどのように考えているのか、お聞かせください。

そして、私の認識不足と思うのですが、堆肥や肥料はたしか県知事への届出が必要と思うのですが、牛ふんという肥料製品ならば、手続上、県外からの搬入は問題ないのでしょうか。搬入できる法的根拠というか、どのような手続を踏まえて搬入されているのか、ジオサイト探索や見学に訪れる観光客に悪い印象を与えることにもなります。併せて答弁をお聞かせください。

そして、③として、この問題で下流の住民の方より、河川の水質が大変気になっているとの

指摘がありました。佐喜浜川の本流から取水している飲供を含めた水道施設が３か所あり、異変が起きた５月には、関係部署として本流の全ての取水箇所での水質検査は実施されているとお聞きしておりますが、水質検査結果についてお聞かせください。以前にも、この河川では２度ほどこのような飲料水での濁水問題が起きており、下流住民は大変気にしております。今後の対応について、どのように考えているのか、またどのように進められていくのかお聞かせください。

そして大きな３、南海地震対策及び農地法について、(1)南海地震対策及び農地の転用申請についてお伺いします。

農地の転用については、現在住んでいる家屋の老朽化がきっかけとなり、耐震等南海地震対策を兼ねた家の建て替えを計画したところ、今建てられている住家は海岸沿いで震源域に近いということから、移転先と考えている建築予定場所の土地の地盤、地質そして海抜等調査する中において、高知県の活断層については市民の多くの人、特に地質関係者以外の人々にはほとんど知られていなかったようであり、地震の発生する確率が高くなった今、初めて南海トラフで発生する巨大地震により、この活断層の揺れや地震が本県全域で非常に大きく影響することや、特に四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合には、私たちの住む室戸市にも、この活断層で家屋の倒壊や浸水などの甚大な被害が生じることになると予想されております。特に、台風シーズンになると、太平洋に面している本市は湿った海洋性の気流が流れ込みやすく、台風の北上進路に当たることもあり、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害が発生することも過多あることから、地震による倒壊はもとより長年津波浸水区域に建てられている古くなった住家の調査結果を踏まえ、高台にある耕作放棄地への建築計画を進めることにしております。ただ、個人所有の土地であっても地目が農地、田畑であれば、農地には優良農地の確保等を目的とした農地法の適用があり、勝手に農地を耕作以外の用途で使用することは認められず、適正な許可または届出の手続が必要となるのは承知のとおりであります。

そこでお伺いします。

まず初めに、①として津波浸水区域内に建てられている民家の高台移転についてお聞きしますが、個人所有の家に対して、南海地震対策事業として住家の高台移転への補助ができる事業はないのでしょうか、また市として単独での補助は考えていないのでしょうか、お聞かせください。

②農地の権利移動及び転用等許可申請の農業委員会への、主に３条、４条、５条の許可申請になると思うのですが、年度内の提出期間について、いつあるのか、毎月なのか、受付及び締切日についてお聞かせください。

③として、申請書等の許可となる発行時期について、多くの日数を要すると苦情が出ております。許可までの日数について、何日間要するのか、いつ許可されるのか、現地調査から許可までどのような行程で進められていくのか、農地へ住家を建築するのに許可日が分からず、申

請者が建築設計、建築確認、金融公庫等の借入れ手続を進めるのに大変困っているようです。申請者に農地法の申請から許可されるまで、何日間要するのか詳しくお聞かせください。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君）　亀井議員にお答えをいたします。

まず、大きな１点目の海洋深層水関連についての(1)海洋深層水事業への市の取組についての１点目、深層水事業の今後の経営、運営についてであります。

議員御案内のとおり、当市は平成12年度より海洋深層水の給水事業に取り組んでおり、当初は海洋深層水ブームもあって多くの事業者に御利用いただき、経営は安定しておりましたが、その後、利用事業者が減少したことや施設の老朽化による維持管理費の増大などにより、平成20年度以降は実質収支が赤字に転じたことから基金を取崩し、現在は一般会計からの繰入れにより対応しているところであります。そこで、経費削減の取組について、定期的な施設更新や修繕の妥当性を一層厳しく検証したことや、消耗品などのランニングコストについて見直したことにより、平成30年度以降、経営状況は一定改善したものの、昨年度、分水方式を見直したことや、今年度は分水量が減少するなど、赤字が増えるといった状況となっております。今後におきましては、業務内容の見直しまた点検業務等の高額な経費を検証することにより、さらなる経費削減に取り組んでまいります。

次に、収入増加のための取組について、高知県のステップアップ事業を活用し、地元や企業など関係者からの御意見を伺いながら海洋深層水産業の振興について中・長期的な構想づくりへの取組を始めておりますので、海洋深層水の有用性や魅力についてエビデンスを交え、効果的にＰＲをするとともに、観光はもとより地場産業及び健康増進等の分野において新たな事業に取り組むことで、企業誘致や若者の定住につながる雇用の場の拡大を図り、海洋深層水の利用量の増加につながる対策を具現化し、経営の改善に努めてまいります。

次に２点目の、農業分野など新たな利用者の開拓及び企業や農業者等への支援につきましては、昨年度に給水に係る要件を緩和し、様々な分野の事業者が海洋深層水を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。あまり活用されていなかった海洋深層水商品の開発研究に係るサンプル提供について、積極的なＰＲを行い、飲食業、製造業及び農業などの事業者にサンプルの提供を行ったことで新たな事業化にもつながっているところであります。今後におきましては、高知県や高知県海洋深層水企業クラブ等と連携をし、これまで関わりのなかった分野、業種の方々にサンプルや情報を提供するなど、新規事業者の参入及び給水量の増加を図れるよう努めてまいります。

次に、大きな２点目の安心して暮らせるまちづくりへの取組についての(1)国道55号の通行止め対策についてお答えをいたします。

まず１点目の、台風や高潮による国道や海岸への被害に対する市の対応についてでありま

す。

議員御案内のとおり、国道55号は室戸市の生活、経済、防災、観光等全ての面において大変重要な幹線道路であります。しかし、台風や高潮により国道55号は度々通行止めを余儀なくされており、令和元年度では佐喜浜入木から東洋町野根間の通行規制をはじめ、西灘地区、三津地区及び椎名から入木間で数か所が全面通行止めとなったほか、羽根岬付近と西灘地区の２か所で片側交互通行の規制がされるなど、市民生活に支障を来しました。このような状況に対しまして、以前より土佐国道事務所へ防災対策の要望を行っており、現在国道55号における新たな危険箇所を具体的に示した資料を作成しており、今後も継続をして情報提供や要望を強化するなど、早期の改善に努めてまいります。また、高知県に対しては佐喜浜町から東洋町野根間の山間部に迂回路の整備を相談するなど、その対策に向けて取り組んでおります。土佐国道事務所の事業実施については、羽根町では平成28年度より消波工を約210メートル、吉良川町では令和元年度より消波工を約200メートル、また佐喜浜町入木から東洋町野根間では、平成29年度よりのり面工を約400メートル、消波工を約70メートル整備するなど、防災対策事業として取り組んでいただいているところであります。しかしながら、昨年度も国道には瓦礫類が打ち上げられ、水路等の埋塞による冠水などの被害もあり、管理者である土佐国道事務所と協議し、双方協力の下、瓦礫類や水路、河川の埋塞土の撤去を行い、その復旧に努めました。さらに、海岸に漂着した多くの流木等の処理については一般廃棄物となることから、海岸管理者の高知県、市の関係各課及び地元常会と協議の上、処分方法を決定し、昨年の吉良川海岸や羽根海岸におきましては焼却や埋設等による処分を行っております。今後も引き続き、台風や豪雨等による通行規制の緩和や通行止めの防災対策について要望するとともに、高潮等による被災時には迅速な対応ができる仕組みづくりなど、日頃より関係機関との連携を図ってまいります。

次に、２点目の阿南安芸自動車道についてであります。

阿南安芸自動車道は、徳島県阿南市を起点とし、高知県安芸市を終点とする延長約110キロメートルの地域高規格道路であります。議員御案内のとおり、高知東部自動車道整備促進期成同盟会、国道493号整備促進期成同盟会、一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会の３同盟会については、総会への出席はもとより国土交通省や財務省、高知県選出の国会議員等への要望活動に参加するなど、整備促進に取り組んでいるところであります。また、本年度においては一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会の要望決議書へ、特に室戸半島の東西の国道55号においては、豪雨や越波等により度々通行止めとなる区間が数か所あることから早期の対策を講じることという文言を追記いただくなど、国道55号の防災対策について強く要望しているところであります。

次に、大きな３点目の南海地震対策及び農地法についての(1)南海地震対策及び農地の転用申請についての１点目、津波浸水区域内にある住家の高台移転に対する補助事業の有無につい

てであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内に70から80％の確率で発生すると言われており、年々発生の危険性が高まっている状況であります。本市においても、強い揺れや津波による甚大な被害が想定をされており、津波避難対策としての事前の高台移転につきましては重要な課題であると考えており、国や県の補助制度を活用しながら地域の防災拠点となる分団屯所や保育所の高台移転に取り組んでいるところであります。御指摘いただきました、個人が所有する住家の高台移転につきましては、国の防災集団移転促進事業による補助制度がございます。補助要件としましては、市町村が事業主体となり、移転先となる住宅団地を整備することが必要で、その住宅団地の規模が10戸以上かつ移転する住家の半数以上が住宅団地に入居することが必要となっています。また、移転される方はこの住宅団地に自ら住宅を建設することが基本となっております。補助対象経費は、市町村が整備する住宅団地に係る用地取得造成費や移転される方の住宅団地における住宅建設及び住宅用地購入に係る住宅ローンの利子相当額、また住宅団地の道路などの公共施設整備費などとなっております。補助率につきましては、制度上は４分の３となっていますが、１戸当たりの限度額が制定されているため、県の試算によりますと国庫負担が37％、市町村負担が41％、住民負担が22％となり、実質的な国庫負担割合は３分の１程度にとどまっており、市町村や住民の負担が大きくなっております。しかしながら、本市にとって事前の高台移転は重要な検討課題でありますので、先般、四国整備局に室津避難港の要望に行った後で、総務省四国行政評価支局の支局長を訪ね、国の制度改善へのお力添えをお願いする機会を得ましたが、今後は国や県に対して補助要件の拡充を要望していくとともに、国が設置予定の防災移転まちづくりワーキンググループに参加し、制度や事業についての理解を深めていくなど、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。また、市独自の高台移転への取組としましては、移住・定住対策を含めた高台への宅地造成を行っており、現在は希望者への分譲を開始しているところでありますが、宅地購入費用や住宅建設費用に対する補助等は行っておりません。いずれにいたしましても、南海トラフ地震に備えた住家の高台移転については本市の重要な課題でありますので、今後は国の制度活用や市独自の支援なども含めて検討をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でありますが、関係課長から補足答弁をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（堺　喜久美君）　中屋産業振興課長併農業委員会事務局長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君）　亀井議員にお答えいたします。

まず、大きな１点目の(1)海洋深層水事業への市の取組についての③海洋深層水特別会計における保守点検委託料等についての契約業者名、契約方法及び契約内容についてであります。

アクアファームの運営管理に当たり、様々な委託業務がございますが、主な業務２点についてお答えさせていただきます。

１点目は、室戸海洋深層水給水施設保守点検業務で、契約事業者は清水建設株式会社四国支店であります。業務内容は、施設全体の保守・点検であり、当該業務は専門性が高く施設を熟知している必要があるため、施工事業者である当該事業者１者と随意契約を交わしております。

２つ目は、海洋深層水の水質検査業務で、契約事業者は一般社団法人高知県食品衛生協会であります。業務内容は、海洋深層水の水質検査でありまして、水道法第20条第３項及び食品衛生法第26条の指定を受けております事業者である必要があるため、県内で唯一該当する事業者１者と随意契約を行っております。

また、室戸海洋深層水給水施設保守点検業務につきましては、前段で申し上げましたが、当該業務の高い専門性から当該施設の施工業者に業務を委託してきたところであります。しかしながら、御指摘のとおり、令和元年度の委託料は約1,690万円と高額であり、その妥当性や他の事業者で対応可能か確認が必要であると認識しております。これらの点を踏まえまして、現在他県の海洋深層水取水施設における保守点検委託料や業務内容等について調査中でありますので、他の事業者で対応可能か検証し、対応可能であれば競争の原理が働く発注に取り組んでまいります。

次に、(2)の①本市に事業所のある海洋深層水関連事業者名、事業内容及び雇用人数についてですが、令和２年４月現在給水許可を出している市内外の製造業や農業などの143事業者のうち、産業振興課が毎年調査している市内の主な10事業者についてお答えさせていただきます。

１社目、株式会社ミューズ、化粧品の製造を行っております。市内10名、市外１名の計11名雇用しております。２社目、赤穂化成株式会社深層水事業所、ボトルドウオーターの製造、水産物の養殖等を行っております。市内16名、市外１名の計17名、３社目、株式会社浅川自然食品工業、食品の製造販売を行っておりまして、社員全員が市内７名でございます。４社目、マリンゴールド株式会社、ボトルドウオーターの販売を行っております。社員全員が市内で２名でございます。５社目、室戸マリンフーズ株式会社、清涼飲料水等の製造販売を行っております。市内７名、市外６名、計13名。６社目、室戸海洋深層水株式会社、塩の製造販売を行っておりまして、市内で17名、市外１名、計18名でございます。７社目、ダイドー・タケナカビバレッジ株式会社、清涼飲料水の製造販売を行っておりまして、市内で18名、市外10名の計28名、８社目、Ｔ・フーズカンパニー株式会社、深層水の加工販売を行っております。市内３名、市外１名の計４名。９社目、シレストむろと、運営は日世通商株式会社、深層水による健康増進施設であります。市内14名、市外１名の15名、それから10社目、ウトコオーベルジュ＆スパ、運営は株式会社アクトリゾートで、海洋深層水の温浴施設及び宿泊施設でございます。市内21名、市外５名の計26名、なお現在は管理人を数名残して６月末日をもって撤退しております。以上10社で、市内合計が115名、市外で26名となっております。

次に、②の産業振興課所管の海洋深層水関連施設の指定管理者についてでありますが、該当するのは１施設１者で施設名は室戸市スジアオノリ等養殖施設、指定管理者は三島食品株式会社、本社所在地は広島県であります。また、指定管理料は発生しておりません。指定管理期間は令和２年４月１日から令和７年３月31日までの５年間、現在２期目となっております。また、当該施設管理の経費について直近３年を確認してみますと、これは指定管理者協定に基づき、修繕費50万円以上が市の負担となっております。平成29年度は、フェンスの修繕料162万円など、合計約323万円、平成30年度は乾燥機等の備品購入費478万円や台風被害の修繕料265万円など、合計約932万円、令和元年度はフェンスの修繕料27万円を含み、合計約35万円となっており、施設の経年劣化や台風被害等により年間の費用に大きくばらつきがございますが、３年間の合計が約1,290万円となっております。

次に、大きな３点目の(1)農地の転用申請についてお答えいたします。

まず、農地法第３条から第５条までの申請の受付、締切日についてでありますが、農業委員会ではおおむね毎月10日を農地法第３条許可申請や農地法第４条、第５条の許可申請受付の締切日に設定しており、毎月25日頃に農業委員会の定例総会を開催し、審査を行っているところであります。農地法に基づく許可申請につきましては、第３条は農地等を耕作するための許可申請であり、市農業委員会の許可が必要となります。第４条関係は、農地を農地以外のものにする許可申請、自分の所有する農地を転用する場合でございますが、また第５条は個人・事業者などが農地の転用を目的に買ったり借りたりして転用する場合が該当しますが、その場合は農業委員会の審議を経た後、その審議結果及び申請書類を高知県農業基盤課へ意見書を添えて速やかに送付し、最終的には高知県知事の許可を必要としております。

申請から許可を受けるまでの日数につきましては、第３条許可申請は申請受付後に申請内容について審査し、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局にて現地の確認を行っております。その後、農業委員会の定例総会で審議し、申請の許可等の決定を行い、申請受理日から３週間以内には申請者の方に連絡及び交付をしております。第４条及び第５条許可申請につきましては、申請を受理してから農業委員会で審議を行うところまでは第３条許可申請と同様の流れでありますが、その後、審議結果の意見書を付して県へ進達し、県の審査会を経て、審査結果であります県知事の許可書等の交付があります。許可書等の送付が県から農業委員会へ届き次第、申請者の方に連絡及び交付をしております。

第４条及び第５条関係の申請から許可までの日数につきましては、早ければ申請受理日から３か月以内に県知事の許可が出る場合もございますが、半年以上かかるケースもございます。その理由といたしましては、周辺農地の所有者からの同意書や被害がないことを証明する被害防除計画書の作成に時間を要する場合や、資金証明書や図面等の申請に必要な添付書類の修正追加等に日数を要することがあります。また、県の審査会につきましては毎月２回開催されておりますが、全県的に農地転用の申請件数が増加傾向にあることから、県の審査及び回答に時

間を要することもございます。いずれにしましても、県担当課との連携を図るとともに、市受付時の書類審査を正確かつ迅速に行い、申請から許可までの日数短縮に向けて速やかな事務処理に努めてまいります。

○議長（堺　喜久美君）　大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西　亨君）　亀井議員に、１の(2)海洋深層水を利用している市の公共施設の運営についてと、２の(2)観光スポットジオサイトの環境問題について答弁させていただきます。

まず、海洋深層水を利用している市の公共施設の運営についてでございますが、観光ジオパーク推進課の所管となります海洋深層水を利用している施設は１件で、施設名称は室戸海洋深層水体験交流センターであります。現在の指定管理者は、平成29年度から指定管理者となっております日世通商株式会社で、所在地は大阪市住之江区であり、本市に支店や営業所はございません。指定管理料につきましては、年度協定により定めることとしており、本年度の指定管理料は3,920万円で、総売上高から全ての経費を差引きして利益が出た場合は利益の50％を利益還元金として室戸市へ還元していただくこととしております。指定管理期間は、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間となっております。また、当施設に係る指定管理料を除いた支出金額ですが、過去３年間の数字で申し上げますと、平成29年度は3,162万4,708円で、内訳といたしましては施設の修繕料が約1,137万円、工事請負費が約1,030万円、備品購入費が約212万円、保守点検委託料が約49万円、保健介護課の健康増進、介護予防など４つの事業の合計が約725万円などであります。平成30年度は1,728万1,714円で、内訳といたしましては修繕料が約695万円、備品購入費が約40万円、保守点検委託料が約228万円、保健介護課の事業が約756万円などであります。令和元年度は1,339万5,400円で、内訳といたしましては修繕料が約399万円、備品購入費が約34万円、保守点検委託料が約212万円、保健介護課の事業が約693万円などであります。

次に、観光スポットジオサイトの環境問題についてでございますが、議員御質問の段ノ谷山サイトの公衆トイレにつきましては、地元の民間団体佐喜浜躍動天然杉郷土の森を守る会に清掃管理を委託しており、毎月２回程度トイレ及び周辺の清掃、手洗い用の水の交換やトイレットペーパーの補充などを行っていただいております。担当課の維持管理のチェックといたしましては、毎月提出される業務報告書や現地写真による確認に加え、年数回の現地点検を行い、管理状況の把握を行っております。なお、昨年度におきましては土砂崩れや工事により公衆トイレまで行けなかったため、清掃管理の頻度が少なくなっておりました。今年度の業務を依頼する際には、安全を十分に確認した上で月２回の清掃管理を行っていただくようお願いをしたところであります。

また、野根山街道保存協議会についてでございますが、当協議会は野根山街道の保存と遊歩道や自然保護の事業実施を目的とした協議会で、沿線市町村の負担金と高知県からの四国のみ

ち管理委託金により運営されております。事業の概要につきましては、四国のみち管理業務として、歩道や路傍休憩所の草刈り、トイレの清掃管理などを行っております。以上でございます。

○議長（堺　喜久美君）　川﨑建設土木課長。

○建設土木課長（川﨑　州君）　亀井議員に、２の(1)国道55号の通行止め対策についての２点目、阿南安芸自動車道について、市長答弁を補足させていただきます。

阿南安芸自動車道の高知県内の取組状況についてでありますが、まず現在調査中の区間につきましては、北川村安倉から和田までの延長約９キロメートルと奈半利町芝崎から安芸市伊尾木までの延長約13キロメートルとなっています。

次に、整備済み区間でありますが、北川村崎山から奈半利町芝崎までの北川奈半利道路、延長５キロメートルが平成22年８月に開通しております。

次に、着工区間であります。まず、徳島県海部郡海陽町から東洋町野根までの海部野根道路、延長が14.3キロメートルで、うち高知県側は6.8キロメートルであります。

次に、東洋町野根から北川村安倉までの野根安倉道路、延長が8.5キロメートルであります。また、北川村和田から崎山までの北川道路２－２工区、延長４キロメートルと安芸市を通る安芸道路、延長5.8キロメートル、以上の４区間が現在整備中となっています。

次に、(2)観光スポットの環境問題についての中の市道、林道の維持管理についてお答えします。

議員御案内の段ノ谷山サイトへ通じる市の管理道路は、市道小山１号線、市道段線、市道段畑古矢線及び林道東又佐喜浜線の４路線であります。これら路線につきましては、建設土木課の担当職員による梅雨前線や台風等の通過後はもちろんのこと、定期的なパトロールを実施し必要に応じて改修等を行うなど、その管理に努めております。また、未舗装箇所につきましても市道、林道ともに国の交付金事業を活用し、舗装工事に取り組んでおります。過去３年間の道路維持管理と舗装工事の実績としましては、市道３路線では平成29年度は1,870万円、平成30年度は1,800万円、令和元年度1,740万円、本年度におきましては８月末で1,150万円であります。また、林道１路線では平成29年度は320万円、平成30年度470万円、令和元年度790万円、本年度におきましては８月末で1,420万円であります。今後におきましても、市道の生活道はもとより段ノ谷山サイトや加奈木のつえなど、観光地へのアクセス道路としての役割も踏まえ、市道、林道の維持管理に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堺　喜久美君）　森岡水道局長。

○水道局長（森岡　光君）　亀井議員に、大きな２点目の(2)観光スポットの環境問題についての③水道施設の水質検査結果についてお答えいたします。

亀井議員御指摘の、佐喜浜川流域における水道局の管理施設といたしましては、上水道佐喜浜の１か所がございます。この施設について定期的に行う水質検査は、水道法等法令により検

査項目、検査頻度が規定されております。これらに基づき、水質検査を毎月実施しております。佐喜浜川における取水施設のうち、水道局管理であります上水道佐喜浜においては、７月８日に採水し、国により定められている全51項目の検査を行い、異常は確認されませんでした。この検査を含め、水質検査結果につきましては、原水、給水とも全て定められた基準の範囲内であり、基準外の数値等は検出されておりません。また、検出結果の主要項目を室戸市ホームページに掲載し、市民の皆様に御報告しているところでございます。今後も引き続き、法令で定められました水質検査を継続的に実施し、安心・安全な飲料水の供給に努めてまいります。以上です。

○議長（堺　喜久美君）　上松市民課長。

○市民課長（上松富士樹君）　亀井議員に、２の⑵観光スポットジオサイトの環境問題についての②悪臭とハエの問題についてお答えいたします。

佐喜浜町から段ノ谷山サイトまでの途中にある鬼戸地区から山口地区までの間の悪臭とハエの問題につきましては、５月７日に市に問合せがあり、同日に現地確認を行ったところです。畑の肥料として散布されている牛ふんの堆肥が、悪臭の可能性があり、行政指導が行える高知県中央家畜保健衛生所を５月14日に訪問し、今回の現状について説明を行い、対応等について協議を行いました。中央家畜保健衛生所により、関係する畜産業者は３業者あり、うち１業者は徳島県の業者であり、徳島県の家畜保健衛生所とも連携して現地を確認していただけることとなりました。その後の家畜保健衛生所の連絡では、３業者のうち１業者でイレギュラーに搬入した牛ふんの堆肥が一時的に堆積したためにハエの大量発生が起こったものであり、これについては殺虫剤の散布や順次すき込みを行うなど、一定の対応がなされているとの連絡を受けております。今後については、施設の処理能力を超えた搬入処理が今後も行われないよう、継続的に確認を行っていただけるとの連絡をいただいております。なお、その後の家畜保健衛生所の７月31日の現地調査で、施設の屋根に破損箇所があり、側壁から堆肥がこぼれているなどの指摘を行ったとの連絡を受けております。指摘後の搬入につきましては、指摘事項の改善が見られるまでは搬入は行ってはいないことの連絡も受けているところです。９月中には、再度指摘事項の確認を行う予定をしていることもお伺いをしております。

また、県外から堆肥を搬入することにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物となる品目に動物のふん尿がありますが、堆肥として利用する目的がある場合は産業廃棄物ではなく有価物となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用は受けないとの見解を安芸福祉保健所で確認をしていただいているところです。また、搬入している堆肥は、徳島県家畜保健衛生所阿南支所によると処理済みの堆肥であり、家畜排せつ物法に基づき適切に保管処理された堆肥につきましては、県外を越えて運搬、搬入することができることも確認をしております。畜産関係業者の環境問題につきましては、今後も引き続き高知県中央家畜保健衛生所など関係機関と連携しながら情報を共有し、対応してまいります。

次に、③水質検査についてお答えをいたします。

市の飲料水供給施設は、佐喜浜川沿岸に根丸飲料水供給施設と小山飲料水供給施設がございます。市民課では、今回の佐喜浜川の濁水により８月３日に根丸、８月６日に小山の各飲料水供給施設の原水について検査を行いました。分析項目は、原水39項目で、根丸及び小山飲料水供給施設ともにいずれも水道水基準を満たしており、水質に問題はございませんでした。この調査結果につきましては、各飲料水供給施設を管理していただいております根丸及び小山常会へ通知もさせていただいております。今回の佐喜浜川の濁水につきましては、県の各関係機関とも連携を図っておりますので、今後におきましても、河川を管理しています県との情報を共有しながら対応してまいります。以上でございます。

○議長（堺　喜久美君）　亀井賢夫議員の２回目の質問を許可いたします。亀井賢夫議員。

○５番（亀井賢夫君）　５番亀井。２回目の質問を行います。

今の答弁でほとんど把握できましたんで、１点だけ、最後に市長にもう一度お聞きします。

特に、佐喜浜海岸の砂浜に打ち上げられている流木やごみ類等について、市長は現地調査をされたことがあるんかということと、長い間手つかずの状態で残されている瓦礫類についてどう思われているのか、砂浜が大変汚れております。もう一度、この件について答弁をお聞かせください。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君）　亀井議員の２回目の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

佐喜浜川の河口ということに限っての御質問だったかと思いますけれども、この一、二年余、河口には出ておりませんけれども、この10年ぐらいずっとＮＰＯ法人の清掃活動がありまして、毎年一、二回河口に入って空き缶、ごみ等の清掃活動に取り組んできましたので、状況は把握をしている認識でございます。この１年、２年の状況がどうかは把握し切れておりませんけれども、確かに汚れがひどくて毎年４トン車にいっぱいぐらいのごみが出てるというふうな状況でございましたので、ここＮＰＯ法人佐喜浜を元気にする会のメンバーは続けてやってくれてるように情報を得ておりますけども、そうした方々の情報も得ながら関係機関に要請もして、できる限り清潔な佐喜浜川河口の状況に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（堺　喜久美君）　これをもって亀井賢夫議員の質問を終結いたします。

健康管理のため11時20分まで休憩いたします。

午前11時５分　休憩

午前11時18分　再開

○議長（堺　喜久美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中多津美議員の質問を許可いたします。竹中多津美議員。

○４番（竹中多津美君）　４番竹中多津美。室戸市民の目線に立って質問をさせていただきます。

１、市長の政治姿勢について、(1)市有地の利活用について。

現時点で市が保有している財産のうち、放置状態の建物、土地が何か所か見受けられますが、このような物件は、このまま放置すれば管理費がかさむだけだと思いますが、今後の利用予定、計画はおありでしょうか。また、その地区との相談、話合いは持っていますでしょうか、答弁のほどお願いいたします。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（堺　喜久美君）　執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君）　竹中多津美議員にお答えをいたします。

市有地の利活用についての質問でありますが、市有財産につきましては、地方自治法第238条第３項により、行政財産と普通財産とに分類をされております。行政財産は、市において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産を言います。また、原則貸付、交換、売り払い、譲与、私権を設定することなどができません。このことから、別の用途として公用または公共用に利活用する場合は、次に所管する部署に管理替えを行い、新たに利活用していくこととなります。これに対しまして、普通財産は行政財産としての用途を廃止し、公用または公共用に供することがないと決定した財産でありまして、貸付や交換、売り払い、譲与、私権を設定することなどができるものであります。普通財産は、これまで一部貸付や売り払い、また行政財産に変更して利活用を行ってきております。また、市有地で雑草等が繁茂した場合など、周囲への危険性や緊急度などを判断した上で草刈りなどを行い、管理、対応しているところであります。しかしながら、議員御指摘のように遊休状態の市有財産も多くあることから、令和２年度中に作成される室戸市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の中で、施設の管理や活用方法を検討してまいります。今後も引き続き、普通財産の中で貸付や売却可能資産についても洗い出しを行い、ホームページの利用等有効な情報の発信などを行うとともに、必要に応じて地域の方々からの貸付希望や購入希望などの相談があれば話合いを持ち、できるだけ管理面での不必要なコストの削減や自主財源の確保となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（堺　喜久美君）　これをもって竹中多津美議員の質問を終結いたします。

これにて日程第１、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日16日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時24分　散会